

掛川市条例第36号

掛川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年11月30日

掛川市長

(別紙)

掛川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(掛川市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 掛川市職員の給与に関する条例(平成17年掛川市条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(期末手当)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額(規則で定める5種以上の管理職手当の支給を受ける職員(第34条及び附則第15項において「特定管理職員」という。)にあっては、<u>100分の110</u>を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3～6 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の130、12月に支給する場合には100分の125</u>を乗じて得た額(規則で定める5種以上の管理職手当の支給を受ける職員(第34条及び附則第15項において「特定管理職員」という。)にあっては、<u>6月に支給する場合には100分の110、12月に支給する場合には100分の105</u>を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3～6 (略)</p>

第2条 掛川市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(期末手当) 第31条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の130、12月に支給する場合においては100分の125</u>を乗じて得た額（規則で定める5種以上の管理職手当の支給を受ける職員（第34条及び附則第15項において「特定管理職員」という。）にあつては、<u>6月に支給する場合においては100分の110、12月に支給する場合においては100分の105</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3～6 (略)</p>	<p>(期末手当) 第31条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額（規則で定める5種以上の管理職手当の支給を受ける職員（第34条及び附則第15項において「特定管理職員」という。）にあつては、<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3～6 (略)</p>

(掛川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 掛川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年掛川市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(給与条例等の適用除外等) 第9条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第29条第1項、第30条第1項及び第31条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。第35条第1項において同じ。）」とあるのは、「災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。第35条第1項において同じ。）及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第29条第1項中「規則で定める職員」とあ</p>	<p>(給与条例等の適用除外等) 第9条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第29条第1項、第30条第1項及び第31条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。第35条第1項において同じ。）」とあるのは、「災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。第35条第1項において同じ。）及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第29条第1項中「規則で定める職員」とあ</p>

るのは「規則で定める職員又は掛川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年掛川市条例第1号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、給与条例第30条第1項中「第12条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「第12条第1項の規定の適用を受ける職員又は特定任期付職員」と、給与条例第31条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の170」とする。

るのは「規則で定める職員又は掛川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年掛川市条例第1号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、給与条例第30条第1項中「第12条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「第12条第1項の規定の適用を受ける職員又は特定任期付職員」と、給与条例第31条第2項中「100分の130」とあるのは「、6月に支給する場合には100分の170、12月に支給する場合には100分の165」とする。

第4条 掛川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(給与条例等の適用除外等)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第29条第1項、第30条第1項及び第31条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。第35条第1項において同じ。）」とあるのは「、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。第35条第1項において同じ。）及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第29条第1項中「規則で定める職員」とあるのは「規則で定める職員又は掛川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年掛川市条例第1号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、給与条例第30条第1項中「第12条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「第12条第1項の規定の適用を受ける職員又は特定任期付職員」と、給与条例第31条第2項中「<u>100分の130</u>」とあるの</p>	<p>(給与条例等の適用除外等)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第29条第1項、第30条第1項及び第31条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。第35条第1項において同じ。）」とあるのは「、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。第35条第1項において同じ。）及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第29条第1項中「規則で定める職員」とあるのは「規則で定める職員又は掛川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年掛川市条例第1号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、給与条例第30条第1項中「第12条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「第12条第1項の規定の適用を受ける職員又は特定任期付職員」と、給与条例第31条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とある</p>

は「6月に支給する場合には100分の170、12月に支給する場合には100分の165」とする。

のは「100分の167.5」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和3年4月1日から施行する。